

第2期

喜多方市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

概 要 版



みんなで支え 未来の地域を築く  
安心・快適なまち きたかた

令和8年3月

喜多方市・喜多方市社会福祉協議会

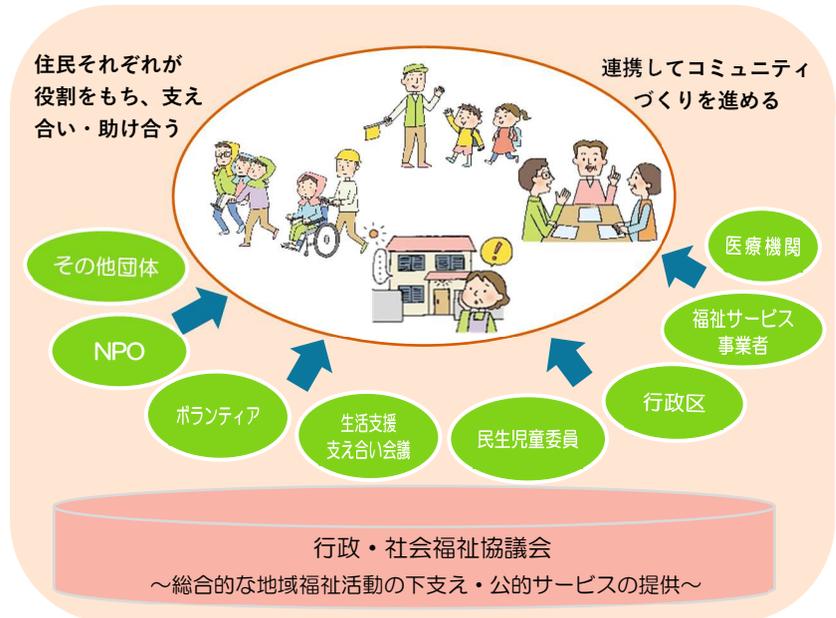
# 1 地域福祉とは



人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

これらのニーズに対応し、「だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助け合い、支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。

また、地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、つながり支え合う地域をつくる取組に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。地域福祉の推進のためには、地域共生社会の実現が重要となります。



## Point 地域福祉推進に向けて重要な視点



・制度の狭間の問題  
・生活課題の多様化、複雑化  
たとえば・・・

・少子高齢化、人口減少  
・要介護認定者、認知症高齢者の増加

日頃のあいさつや見守り  
地域活動への参加・地域での交流  
地域でのちょっとした手助け

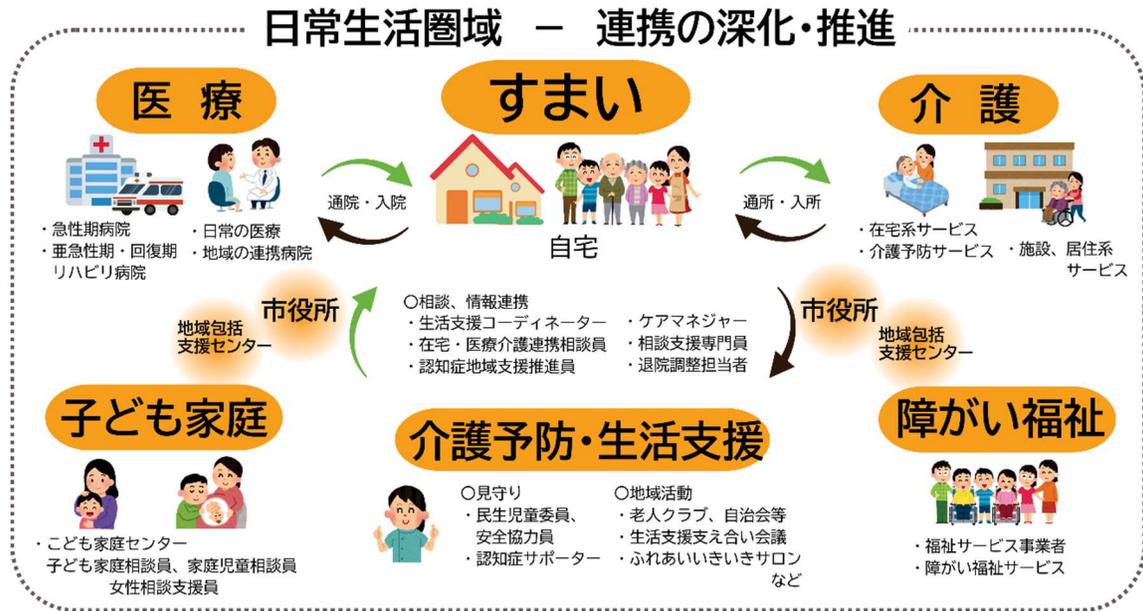


地域の中での**住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）**が重要

## Point 地域包括ケアシステムの考え方

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、国民の医療や介護の需要は今後さらに増加することが見込まれています。このため、国は**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・障がい福祉・介護予防・生活支援・住まい等を一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）**の構築を目指しており、本市においては「**地域包括ケアシステム**」を引き続き推進していくとともに、**障がい者や子ども等も含め、複合的な課題にも対応できる全世代対象のものとして深化させ、包括的支援の強化を図っていきます。**

### ■喜多方市が目指す「地域包括ケアシステム」

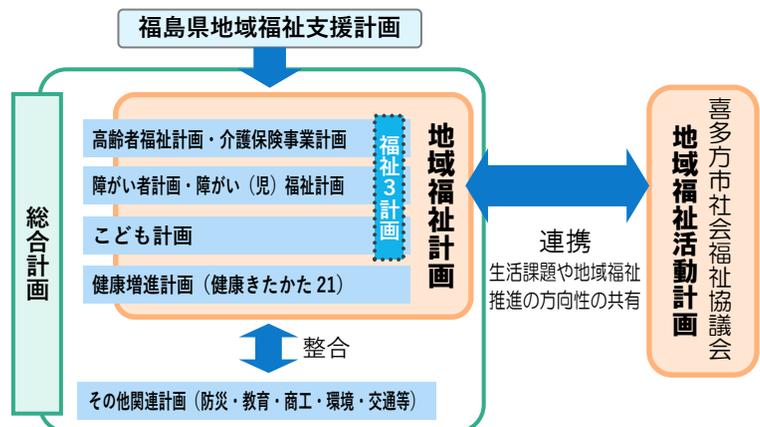


## 2 計画の位置付け

地域福祉計画は、市としての地域福祉の「理念」や「方向性」を定め、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

また、市の総合計画や各種計画との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉の推進に取り組みます。

### ■総合計画等各種計画との関係図



## 3 計画の期間

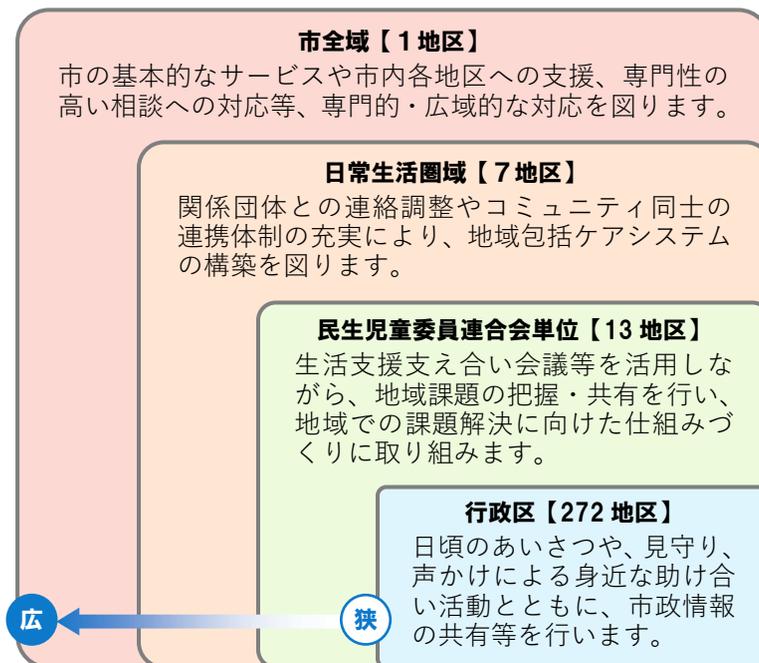
本計画は、令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間とします。毎年度、計画の進捗管理を行いながら、中間年次にあたる令和10年度に計画の評価を行います。ただし、社会情勢の変化や、福祉施策をめぐる状況の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しをしていくこととします。

## 4 地域の範囲の考え方



地域福祉を推進していくため、各分野において定める地域の範囲（圏域）の考え方を整理し、それぞれの単位に応じた機能、体制を整備し、支援を必要とする人を重層的に支える地域づくりを目指します。

その中でも地理的条件・交通事情その他の社会的条件や福祉サービスの提供体制等を総合的に考慮し、「日常生活圏域」として7地区を設定しています。



## 5 喜多方市の地域福祉を取り巻く現状と課題



地域福祉に関わる各分野の様々な課題の中でも、本市の地域福祉の推進にあたって、特に重点的に取り組むべき課題は以下の4点となります。

### (1) 地域福祉を推進するため、地域で学び話し合う場が求められています。

人口減少や少子高齢化等により市民一人ひとりが役割を持ち、地域課題を我が事と捉え、地域全体で解決に向かって取り組むことが必要となっており、そのために地域で学び話し合う場や課題を解決するための組織づくりが求められています。

### (2) 地域活動の継続に向けて、担い手の育成が必要となっています。

人口減少や高齢化に加え、若年層の地域活動への参加の少なさ等が課題となっている一方で、市民同士の助け合い・支え合いへの意識が高く、お祭り等の伝統行事や年代ごとの取組により、地域の交流が図られており、今後は地域の状況や年齢層に応じた情報発信等により、これからの地域を担う人材を育成していくことが求められています。

### (3) 安全・安心な生活を維持するため、移動手段の確保が求められています。

アンケート調査において移動手段に関する課題が多く挙げられており、特に山間部における高齢者の買物や通院での移動手段など、安全・安心な日常生活の維持に直結する重要な課題となっています。

### (4) 分野・組織の枠を超えた支援体制の構築が求められています。

1つの世帯もしくは個人で複数分野の課題を抱える等、生活課題が多様化・複雑化しています。また、福祉サービスの認知度が低く、サービスに関する情報も入手しにくいとの意見もあることから、分野・組織を超えた支援体制のあり方が求められています。

## 6 地域の状況



### 喜多方一区

自主的な助け合い・支え合いの意識は高いものの、隣近所と親しく付き合う人や地域活動に参加している人は少ない傾向

### 喜多方二区

ボランティア活動への参加意向は高いものの、「地域福祉」の認知度は低く、地域活動に参加している方は少ない傾向

### 喜多方三区

隣近所との付き合いをもっと広げたいという意向は高いものの、ボランティア活動への参加意向のある人は少ない傾向

### 熱塩加納地区

「地域福祉」の認知度が高く、地域活動に参加している人や自主的な助け合い・支え合いの意識について必要性を強く感じている人も多い傾向

### 塩川地区

ボランティア活動への参加意向は高いものの、「地域福祉」の認知度は低い傾向

### 山都地区

自主的な助け合い・支え合いの意識や「地域福祉」の認知度が高く、隣近所と親しく付き合う人や地域活動に参加している人が多い傾向

### 高郷地区

自主的な助け合い・支え合いの意識については必要性を強く感じている人が多いものの、ボランティア活動への参加意向のある人は少ない傾向

## 7 計画の方向性



**基本理念** みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた

### 基本目標1 地域の助け合い・支え合いづくり

地域福祉への意識の醸成【重点施策】／  
地域のつながりづくり／ボランティア活動の推進

### 基本目標2 健康増進・生きがいづくり

地域力の向上【重点施策】／  
健康への意識向上／誰もが輝く生きがいづくり

### 基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

安心して生活できる環境の整備【重点施策】／  
地域で取り組む防犯・防災／情報の発信と発信方法の充実

### 基本目標4 多分野・多機関連携の支援体制づくり

多機関協働包括的支援体制の構築【重点施策】／総合相談体制の強化／  
一人ひとりに寄り添う支援の充実／福祉ニーズへの対応と権利擁護

## 8 施策の展開



### 基本目標 1 地域の助け合い・支え合いづくり

#### 市民・地域の主な取組

- ◆ 積極的に研修会や各種講座に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。
- ◆ 地域行事やサロン活動に隣近所で誘い合って、積極的に参加しましょう。
- ◆ 身近にできるボランティアから取り組みましょう。

等

#### 社会福祉協議会の主な取組

- ◆ 福祉に関する多様な学びの機会の提供
- ◆ お互いを見守り、支え合う地域づくりの支援
- ◆ 地域福祉活動の担い手となる人材の育成 等

#### 行政の主な取組

- ◆ 地域福祉に関する講演会等の開催
- ◆ 地域課題の解決に向けた仕組みづくりや支援
- ◆ ボランティア活動の情報発信 等

#### 重点施策1 地域福祉への意識の醸成

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、普段から地域福祉への理解・関心を深めていくことが必要となります。

そのため、地域福祉に関する知識について学ぶ場と、各種講座等での内容や地域の状況等について話し合いを行う場の充実を図り、支えられる人も支える側として「自分が地域でできること」を考えることで、日常生活での生きがいづくりにつながります。



### 基本目標 2 健康増進・生きがいづくり

#### 市民・地域の主な取組

- ◆ 子どもたちに地域の伝統文化や行事を伝承していきましょう。
- ◆ 地域で健康増進や食育について学ぶ場に参加しましょう。
- ◆ 生涯学習に関する研修会やスポーツイベントに参加し、心身ともに健康な体づくりを意識しましょう。 等

#### 社会福祉協議会の主な取組

- ◆ 関係機関・団体との連携・協働の推進
- ◆ 市民の健康保持・増進に向けた環境づくり
- ◆ 気軽に参加できる活動の充実や健康づくりの推進 等

#### 行政の主な取組

- ◆ 情報発信等による地域を担う人材の育成
- ◆ 地域の介護予防や健康づくりの推進
- ◆ 生涯学習の機会や講師等の情報提供 等

#### 重点施策2 地域力の向上

地域力を高めていくためには、地域に興味・関心を持ち、地域活動へ参加してもらうきっかけづくりとして、地域や公的サービス等に関する情報が必要となります。

そのため、地域活動を推進していく上で必要となる情報について様々な機会・媒体を用いて発信することで、地域への興味・関心を高めるとともに、地域での助け合い・支え合いの中核となる人材を育成し、地域力の向上を図ります。



## 基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

### 市民・地域の主な取組

- ◇ バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。
- ◇ 普段から防災意識を持ち、もしもの場合に備えましょう。
- ◇ どのような福祉サービスがあるか、利用したいときに困らないように普段から情報を調べましょう。 等

### 社会福祉協議会の主な取組

- ◇ 民生児童委員や支部社協等との連携
- ◇ 災害ボランティアセンターの円滑な運営
- ◇ 多様な媒体を活用した情報発信 等

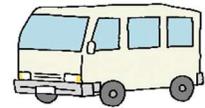
### 行政の主な取組

- ◇ 公共交通の利便性の向上
- ◇ 防災意識の醸成・向上
- ◇ 福祉に関する情報の発信 等

### 重点施策3 安心して生活できる環境の整備

近年の人口減少や少子高齢化、運転手の担い手不足等の影響により、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性の向上が課題となっています。

そのため、喜多方市地域公共交通計画等に基づき、AI オンデマンドバスやまちなか循環線等の域内交通や市町村を結ぶ広域交通といった公共交通の利便性向上を図ります。



## 基本目標4 多分野・多機関連携の支援体制づくり

### 市民・地域の主な取組

- ◇ 地域で活動している団体や事業所による地域でのネットワークづくりに取り組みましょう。
- ◇ 悩みや不安があれば、一人で抱え込まず、身近な人や専門機関に相談しましょう。
- ◇ 複合的な課題等を抱えている家庭に気づいたら、行政や地域の民生児童委員に相談しましょう。
- ◇ お互いの存在を認め、尊重しましょう。 等

### 社会福祉協議会の主な取組

- ◇ 市内の社会福祉法人と連携した地域貢献活動の推進
- ◇ 職員の資質向上と相談支援業務の充実
- ◇ 地域や関係機関と連携した相談支援の体制整備
- ◇ 相談窓口や支援体制の充実 等

### 行政の主な取組

- ◇ 多職種間での情報共有と研修会の実施
- ◇ 包括的な相談体制の構築
- ◇ 支援を必要としている人の課題の把握と自立支援
- ◇ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 等

### 重点施策4 多機関協働包括的支援体制の構築

近年、生活課題の多様化・複雑化、それに伴う制度の狭間の問題等支援を必要とする方に十分な支援を行うため、組織構成の枠を超えた連携が求められています。

そのため、「福祉総合相談窓口」を設置し、各課・関係機関との連携・コーディネートを行っています。この取組により、多分野・多機関にわたる横断的な支援体制を構築し、複合的な課題を抱える家庭・個人に対して、包括的な支援を行います。



## 9 その他の関連計画



包括的かつ切れ目のない支援体制の実現に向けて、以下の3つの計画を包含して第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しています。

### (1) 成年後見制度の利用促進（喜多方市成年後見制度利用促進計画）

#### 施策の目標

成年後見制度を必要とする方が自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めます。

#### 具体的施策

- ① 中核機関「喜多方市成年後見相談センター」を中心とした
  - ・ 広報機能の充実
  - ・ 相談体制の整備
  - ・ 成年後見制度利用促進及び後見人支援機能の体制整備
- ② 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充

### (2) 再犯防止の推進（喜多方市再犯防止推進計画）

#### 施策の目標

罪を犯した者や非行のある少年等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向け、国、地方公共団体、民間協力者、市民が一丸となって再犯を防止することにより市民の犯罪被害を防ぎ、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

#### 具体的施策

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備等

### (3) 包括的な支援体制の整備に向けた取組（喜多方市重層的支援体制整備事業実施計画）

#### 施策の目標

包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施により、相談・支援体制の充実した住民参画による地域づくりを推進し、地域福祉計画に掲げる基本目標の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組みます。

#### 具体的施策

- ① 相談体制の構築と伴走型支援
- ② ひきこもりに対する支援

## 第2期喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

発行 喜多方市・喜多方市社会福祉協議会（令和8年3月）

編集 喜多方市 保健福祉部 社会福祉課

〒966-8601 福島県喜多方市宇御清水東7244番地2

電話 0241-24-5257 FAX 0241-24-5286

社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会 地域福祉課

〒966-0043 福島県喜多方市宇上江3646番地1

電話 0241-23-3231 FAX 0241-23-3296